

環境の保全に関する細目協定書
(細目協定)

環境の保全に関する細目協定

千葉県及び 市（以下「甲」という。）並びに 株式会社（以下「乙」という。）は、 年 月 日付け「環境の保全に関する協定」（以下「協定」という。）第8条第1項の規定により別添のとおり細目協定を締結する。

この細目協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事

千葉県 市
市
市長

乙 所在地
会社名
代表者職氏名

所在地
工場名

第1章 大気汚染の防止

(硫黄酸化物の対策)

第1条 乙は、ばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物〔大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この章において「法」という。）第2条第1項第1号に規定するいおう酸化物をいう。以下同じ。〕の排出総量を、次に掲げる算式により算出される量以下とする。ただし、新增設により排出総量が増加する場合の適用は当該施設の稼働日からとし、乙は事前に当該施設の稼働日を甲に報告するものとする。

$$Q = Q_0 + 1.5 (W_1 + W_2 + \dots + W_n)^{0.9}$$

この式において、 Q 及び $W_1 + W_2 + \dots + W_n$ は、それぞれ次の値を表す。

Q 排出総量（単位 $\text{m}^3_{\text{N}} / \text{時}$ ）

$W_1 + W_2 + \dots + W_n$

昭和55年4月1日以降の新增設により使用される定格の燃料・原料の量を別表第1により換算した量（単位 $\text{kL} / \text{時}$ ）

2 浮遊粒子状物質に係る環境基準〔大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）の浮遊粒子状物質による。〕の達成を図るため、乙は、排出量を、前項の排出総量に100分の を乗じた量以下とする。

(窒素酸化物の対策)

第2条 乙は、ばい煙発生施設から排出される窒素酸化物〔大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下この章において「令」という。）第1条第5号に規定する窒素酸化物をいう。以下同じ。〕の排出総量を次に掲げる算式により算出される量以下とする。ただし、新增設により排出総量が増加する場合の適用は当該施設の稼働日からとし、乙は事前に当該施設の稼働日を甲に報告するものとする。

$$Q = Q_0 + 0.8 (W_1 + W_2 + \dots + W_n)^{0.9}$$

この式において、 Q 及び $W_1 + W_2 + \dots + W_n$ は、それぞれ次の値を表す。

Q 排出総量 (単位 $\text{m}^3_{\text{N}} / \text{時}$)

$W_1 + W_2 + \dots + W_n$

昭和55年4月1日以降の新增設により使用される定格の燃料・原料の量を別表第2により換算した量 (単位 $\text{kL} / \text{時}$)

- 2 乙は、冬期において甲が指定する期間の排出総量を、前項の排出総量に100分の乗じた量以下とする。
- 3 乙は、昭和55年3月31日以前に設置したばい煙発生施設に係る窒素酸化物の排出濃度を、別表第3に掲げる基準以下とする。
- 4 乙は、昭和55年4月1日以降に設置し、又は設置するばい煙発生施設に係る窒素酸化物の排出濃度を、別表第4の1、別表第4の2、別表第4の3及び別表第4の4に掲げる基準以下とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、千葉県が定めた二酸化窒素に係る環境目標値（昭和54年大第114号環境部長通知。以下「環境目標値」という。）を達成するため、甲が窒素酸化物対策の改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

(ばいじんの対策)

第3条 乙は、ばい煙発生施設から排出されるばいじん（法第2条第1項第2号に規定するばいじんをいう。以下同じ。）の排出総量を、次に掲げる算式により算出される量以下とする。ただし、新增設により排出総量が増加する場合の適用は当該施設の稼働日からとし、乙は事前に当該施設の稼働日を甲に報告するものとする。

$$Q = Q_0 + 0.5 (W_1 + W_2 + \dots + W_n)^{0.9}$$

この式において、 Q 及び $W_1 + W_2 + \dots + W_n$ は、それぞれ次の値を表す。

Q 排出総量 (単位 kg/時)

$W_1 + W_2 + \dots + W_n$

昭和55年4月1日以降の新增設により使用される定格の燃料・原料の量を別表第5により換算した量 (単位 kL/時)

- 2 乙は、ばい煙発生施設に係るばいじんの排出濃度を、別表第6の1に掲げる基準以下、廃棄物焼却炉のうち焼却能力が50kg/時以上200kg/時未満であるか火格子面積又は火床面積が0.5m²以上2.0m²未満であるもの（以下「小規模廃棄物焼却炉」という。）に係るばいじんの排出濃度を、別表第6の2に掲げる基準以下とする。
- 3 前各項に定めるもののほか、浮遊粒子状物質に係る環境基準を達成するため、甲がばいじん対策の改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

(粉じんの対策)

- 第4条 乙は、粉じん発生施設（法第2条第10項に規定する一般粉じん発生施設及び法第2条第11項に規定する特定粉じん発生施設をいう。）及びその他の発生源について、散水装置、フード等を整備し、粉じん（法第2条第8項に規定する粉じんをいう。以下同じ。）の飛散防止に努めるものとする。
- 2 乙は、別表第7に掲げる施設について、粉じんの排出量を低減するため、建屋集じん装置等を整備する。
 - 3 前各項に定めるもののほか、甲が粉じん対策の改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

(有害物質の対策)

- 第5条 乙は、ばい煙発生施設から排出される有害物質（令第1条第1号から第4号までの有害物質をいう。以下この章において同じ。）について、除去装置の整備を促進することにより排出量の低減に努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、甲が有害物質の対策の改善を要請したときは、乙はこれに

応じるものとする。

(指定物質の対策)

第6条 乙は、指定物質（令附則第3項に掲げる物質をいう。以下同じ。）の排出量の低減に努めるものとする。

2 乙は、平成9年3月31日以前に設置した別表第8の1に掲げるベンゼン排出施設に係るベンゼンの排出濃度を、同表の排出基準以下とする。

3 乙は、平成9年4月1日以降に設置した、又は設置する別表第8の2に掲げるベンゼン排出施設に係るベンゼンの排出濃度を、同表の排出基準以下とする。

4 乙は、平成9年3月31日以前に設置した別表第8の3に掲げるトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）排出施設に係るトリクロロエチレン等の排出濃度を、同表の排出基準以下とする。

5 乙は、平成9年4月1日以降に設置した、又は設置する別表第8の4に掲げるトリクロロエチレン等排出施設に係るトリクロロエチレン等の排出濃度を、同表の排出基準以下とする。

6 前各項に定めるもののほか、指定物質に係る環境基準を達成するため、甲が指定物質対策の改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

(ダイオキシン類の対策)

第7条 乙は、ダイオキシン類 {ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。} の排出量の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、ダイオキシン類に係る大気汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）を達成するため、甲がダイオキシン類対策の改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

(揮発性有機化合物の対策)

第8条 乙は、光化学スモッグ注意報等の出現を抑制し、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を図るため、法第2条第4項に規定する揮発性有機化合物に関して排出又は飛散の抑制に努めるものとする。

- 2 乙は、別表第9に掲げる低沸点揮発性有機化合物を排出する別表第10に掲げる低沸点揮発性有機化合物発生施設について別表第10に掲げる措置をする。ただし、乙は、関係法令等の制約により措置が困難な施設について、甲の了解を得て措置の適用の猶予を受けることができる。
- 3 前各項に定めるもののほか、光化学スモッグの発生の防止と浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成等のため、甲が低沸点揮発性有機化合物対策の改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

(測定等)

第9条 乙は、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、ベンゼン排出施設、トリクロロエチレン等排出施設、小規模廃棄物焼却炉、低沸点揮発性有機化合物発生施設等から排出される大気汚染物質について、甲が指示するところによりその排出濃度、排出量、環境濃度等の測定及び影響について調査を行い、甲に報告するものとする。

2 乙は、ばい煙発生施設、ベンゼン排出施設、トリクロロエチレン等排出施設、小規模廃棄物焼却炉から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、有害物質、ベンゼン、トリクロロエチレン等について、保安上又は公害防止上やむを得ない事由によりこの細目協定に定める排出総量又は排出濃度を超えるおそれがある等の場合、その排出総量及び排出濃度を測定し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する保安上又は公害防止上やむを得ない事由以外で、この細目協定に定める排出総量又は排出濃度を超えた場合は、遅滞なく甲に報告するものとする。

ただし、発生源常時監視テレメータシステムにより甲が確認する硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出総量は除く。

4 乙は、発生源常時監視テレメータシステムの運営に協力し、甲の指導に基づき、煙道等に自動測定装置を設置するとともに、その管理を十分に行うものとする。

5 甲は、発生源常時監視テレメータシステムにより硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出総量を確認するものとする。

6 乙は、低沸点揮発性有機化合物排出防止の処理装置の適切な維持管理を図るため除去効果の確認を3箇月に1回以上行うものとする。ただし、乙は事前に甲の了解を得て除去効果の確認頻度について変更することができる。

7 乙は、ベンゼン排出施設又はトリクロロエチレン等排出施設から排出されるベンゼン

又はトリクロロエチレン等の排出濃度について、6箇月を超えない作業期間毎に1回以上測定するものとする。ただし、乙は事前に甲の了解を得て測定頻度について変更することができる。

第2章 水質汚濁の防止

(用水量及び排水量)

第10条 乙は、用水使用の合理化に努め、別表第11に掲げる排水溝ごとの処理を要する排水水を、同表に掲げる排水量以下で排出するよう努めるものとする。

(生活環境項目の対策)

第11条 乙は、別表第11に掲げる排水溝ごとの排水水の化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量及びりん含有量〔水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下この章において「令」という。）第3条第1項第2号から第4号まで及び第12号の項目をいう。以下同じ。〕に係る濃度及び負荷量を、同表に掲げる数値以下とする。

2 乙は、降雨時の対策として、構内整備を推進するものとする。

3 乙は、第1項に掲げる汚濁物質の管理方法及び処理方法等について、技術開発に努めるものとする。

(有害物質等の対策)

第12条 乙は、別表第11に掲げる排水溝ごとの排水水に含まれる有害物質（令第2条各号に定める物質をいう。以下同じ。）及び特定項目（令第3条第1項第5号から第10号までの項目をいう。以下同じ。）の濃度は、別表第12の排出基準以下とする。ただし、別表第11に掲げるものに限り同表に掲げる数値以下とする。

(温排水等の対策)

第13条 乙は、排水水の温度及び色により周辺水産動植物に被害を与えないようにしなければならない。

2 乙は、温排水の冷却技術について、技術開発に努めるものとする。

3 甲が排水水の温度及び色について基準を示したときは、乙はこれに応じるものとする。

(生活排水の対策)

第14条 乙は、生活排水について、各浄化槽の整理統合を合理的に行うとともに高度処理方式を導入し、汚濁負荷量の低減に努めるものとする。

(水質の測定)

第15条 乙は、別表第11に掲げる排水溝ごとの排水水の水質測定を、次の各号に定める回数及び方法で行うものとする。ただし、乙は、事前に甲の了解を得て測定回数及び方法の変更ができる。

(1) 排水量、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の測定は、それぞれ毎日3回以上とする。

(2) 浮遊物質及びノルマルヘキサン抽出物質含有量の測定は、毎月1日で、かつ、1日3回とする。

(3) 有害物質及び特定項目の濃度測定は、毎月1日で、かつ、1日2回とする。

(4) 前各号に掲げる測定は、告示 {排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)} の定める方法によって行うものとする。

2 乙は、排水口の水温測定を毎日2回以上行うものとする。ただし、事前に甲の了解を得て測定回数の変更ができる。

3 乙は、排水量、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る自動測定装置を設置するものとする。ただし、乙は、事前に甲の了解を得た場合は、この限りではない。

4 乙は、前項に定めるものを除く第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める項目及び物質について自動測定装置の設置に努めるものとする。

5 乙は、自動測定装置による測定をもって第1項第1号から第3号まで及び第2項に定める測定に換えることができる。

6 乙は、第1項及び第2項に定める測定結果を年1回甲に報告するものとする。ただし、化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量及びりん含有量の値が別表第11に掲げる基準を超えた場合並びに有害物質及び特定項目の値が別表第12に掲げる基準を超えた場合は、遅滞なく甲に報告するものとする。

7 乙は、第1項及び第2項に定める測定結果の記録を3年間保存するものとする。

(底質の測定)

第16条 乙は、排水口周辺の底質についての有害物質の濃度を、別添第1に掲げる排水口、方法によって毎年度1回定期的に測定し、その結果を年1回甲に報告するものとする。ただし、甲乙協議の上、測定回数等を変更することができる。

(海域の調査)

第17条 乙は、別添第2に掲げる排水口前面海域の水溫、潮流及びその他の海況並びにプランクトン及び底棲生物の状況について、毎年度1回定期的に調査し、その結果を年1回甲に報告するものとする。ただし、甲乙協議の上、測定回数等を変更することができる。

第3章 地質汚染の防止

(地質汚染の防止)

第18条 乙は、地質(土壌、地下水、土壌中の気体)汚染の未然防止を図るものとする。

2 乙は、工場敷地内の地質について毎年度定期的に調査し、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、掘削工事等一定規模以上の土地の形質変更時に土壌調査を行い、汚染物質が発見された場合は、速やかに甲に報告するものとする。

第4章 騒音の防止

(騒音の防止)

第19条 乙は、屋外騒音発生施設からの騒音レベルを、次に掲げる算式により算出される数値以下とする。

$$Y = 20 \log_{10} (X + C) + K$$

この式において、Y及びXは、それぞれ次の値を表す。

- Y 音源（仮想点音源）から1メートルの距離における単一音源の騒音レベル（単位 デシベル）
- X 各音源から基準線（ の中心線）までの最短距離（単位 メートル）

- 2 甲が工場に係る騒音の調査及び騒音の防止の方法等について改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

第5章 地盤沈下の防止

（地下水採取の制限等）

第20条 乙は、地下水の採取量の低減に努めるものとする。

- 2 乙は、地下水採取量を、 m^3 /日以下とする。
- 3 乙は、上水道による上水の給水開始時に、当該用途の地下水の採取を停止するものとする。
- 4 乙は、揚水施設ごとに水量測定器を設置し、揚水施設ごとの地下水採取の日量を測定し、その結果を年1回甲に報告するものとする。

第6章 悪臭の防止

（悪臭の防止）

第21条 乙は、工場内の施設から発生する悪臭について、工場敷地境界線上にあつては臭気指数1.3以下、煙突等の気体排出施設から排出されるものにあつては臭気指数3.3以下とするものとする。

- 2 甲が工場に係る悪臭の調査及び悪臭の防止の方法等について改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

第7章 雑 則

(報告等)

第22条 乙は、別に定める様式により甲に報告等するものとする。

(補 則)

第23条 甲及び乙は、この細目協定に関し疑義が生じたときは、速やかに協議し、協定前文に掲げる理念に従って、解決に当たるものとする。

(附 則)

- 1 この細目協定は、平成22年4月1日から平成27年3月31日まで効力を有する。
- 2 平成17年1月20日付けで甲及び乙が締結した公害の防止に関する細目協定に基づき行われた協議については、この細目協定において該当する協議が行われたものとみなす。

別表第1 燃料・原料の量の重油の量への換算値（硫黄酸化物）

種 類	量	重油の量（換算値 リットル）
重油	1 リットル	1. 0
原油		0. 9 5
軽油		0. 9 5
ナフサ		0. 9 0
灯油		0. 9 0
石炭		0. 6 6
液化天然ガス	1 キログラム	$1. 3 \times 1 / 10$
液化石油ガス		$1. 2 \times 1 / 2$
都市ガス		$1. 3 \times 1 / 2$
ナフサ分解ガス		$1. 1 \times 1 / 2$
コークス炉ガス		$1. 1 \times 1 / 2$
転炉ガス		$0. 16 \times 1 / 3$
高炉ガス		$0. 065 \times 1 / 3$
天然ガス		$1. 3 \times 1 / 10$
オフガス		$1. 1 \times 1 / 3$
副生油		1 リットル
焼結原料	1 キログラム	0. 2 3
FCCに投入される石油	1 リットル	0. 0 7 5
硫黄回収装置で回収される硫黄	1 キログラム	0. 8 2
ガラス原料 (芒硝を使用するものに限る)		0. 3 2

別表第2 燃料・原料の量の重油の量への換算値（窒素酸化物）

種 類	量	重油の量（換算値 リットル）
重油	1 リットル	1. 0
原油		0. 9 5
軽油		0. 9 5
ナフサ		0. 9 0
灯油		0. 9 0
石炭	1 キログラム	0. 6 6
液化天然ガス		1. 3
液化石油ガス		1. 2
都市ガス		1. 3
ナフサ分解ガス		1. 1
コークス炉ガス		1. 1
転炉ガス		0. 1 6
高炉ガス		0. 0 6 5
天然ガス		1. 3
オフガス		1. 1
副生油	1 リットル	0. 9 4

(注) 卸供給事業者（電気事業法第2条第1項第12号に規定する卸供給事業者をいう。以下同じ。）
がその事業の用に供する施設については、重油の量（換算値）に次の係数を乗じるものとする。

施設の種類	定格出力（kW）		
	5万未満	5万以上 15万未満	15万以上
発電ボイラー（電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物であるボイラーをいう。以下同じ。）	0. 8	0. 6	0. 4
ガスタービン	0. 5	0. 3 7 5	0. 2 5

別表第3 窒素酸化物の排出基準

(昭和55年3月31日以前に設置したばい煙発生施設)

施設の種類		規模(排ガス量)	基準(ppm)	標準酸素濃度(%)
ボイラー	ガスを専焼させるもの	20万 m^3_{N} /時以上	80	5
		4万 m^3_{N} /時以上20万 m^3_{N} /時未満	100	
		1万 m^3_{N} /時以上4万 m^3_{N} /時未満	130	
	ガスを専焼させるもの以外のもの	20万 m^3_{N} /時以上	130	4
		4万 m^3_{N} /時以上20万 m^3_{N} /時未満	150	
		1万 m^3_{N} /時以上4万 m^3_{N} /時未満	180	
ガス発生炉及び水素ガス製造の用に供する加熱炉並びにガス発生炉		1万 m^3_{N} /時以上	325	7
焼結炉		1万 m^3_{N} /時以上	260	15
溶鋳炉		1万 m^3_{N} /時以上	110	15
金属溶解炉		1万 m^3_{N} /時以上	180	12
金属加熱炉	ガスを専焼させるもの	1万 m^3_{N} /時以上	100	11
	ガスを専焼させるもの以外のもの	1万 m^3_{N} /時以上	150	
石油加熱炉	ガスを専焼させるもの	1万 m^3_{N} /時以上	100	6
	ガスを専焼させるもの以外のもの	1万 m^3_{N} /時以上	150	
流動接触分解装置の触媒再生塔に付属するCOボイラー		1万 m^3_{N} /時以上	190	4
石灰焼成炉	1万 m^3_{N} /時以上(ロータリーキル)		270	15
	1万 m^3_{N} /時以上(上記以外)		180	
ガラス熔融炉		1万 m^3_{N} /時以上	360	15
その他焼成炉・熔融炉		1万 m^3_{N} /時以上	180	15
反応炉及び直火炉		1万 m^3_{N} /時以上	180	6
乾燥炉		1万 m^3_{N} /時以上	225	16
焼却炉		1万 m^3_{N} /時以上	270	12
コークス炉		1万 m^3_{N} /時以上	350	7
ガスタービン			60	16
ガス機関			600	0

別表第4の1 窒素酸化物の排出基準

(昭和55年4月1日以降に設置し、又は設置するばい煙発生施設)

施設の種類		規模 (排ガス量)	基準 (ppm)	標準酸素濃度 (%)
ボイラー (別表第4の4に掲げる施設を除く。)	ガスを専焼させるもの	50 万 m ³ _N /時以上	50	5
		4 万 m ³ _N /時以上 50 万 m ³ _N /時未満	80	
		1 万 m ³ _N /時以上 4 万 m ³ _N /時未満	100	
		1 万 m ³ _N /時未満	130	
	固体を燃焼させるもの	50 万 m ³ _N /時以上	90	6
		4 万 m ³ _N /時以上 50 万 m ³ _N /時未満	115	
		1 万 m ³ _N /時以上 4 万 m ³ _N /時未満	135	
		1 万 m ³ _N /時未満	160	
	上記の種類に該当する以外のもの	50 万 m ³ _N /時以上	100	4
		4 万 m ³ _N /時以上 50 万 m ³ _N /時未満	130	
		1 万 m ³ _N /時以上 4 万 m ³ _N /時未満	150	
		1 万 m ³ _N /時未満	180	
ガス発生炉及び水素ガス製造の用に供する加熱炉並びにガス発生炉		130	7	
焼結炉		170	15	
溶鋳炉		80	15	
金属溶解炉		130	12	
金属加熱炉	4 万 m ³ _N /時以上	100	11	
	1 万 m ³ _N /時以上 4 万 m ³ _N /時未満	130(100)		
	0.5 万 m ³ _N /時以上 1 万 m ³ _N /時未満	150		
	0.5 万 m ³ _N /時未満	180		
石油加熱炉	4 万 m ³ _N /時以上	100	6	
	1 万 m ³ _N /時以上 4 万 m ³ _N /時未満	130(100)		
	0.5 万 m ³ _N /時以上 1 万 m ³ _N /時未満	150		
	0.5 万 m ³ _N /時未満	180		
流動接触分解装置の触媒再生塔に付属するCOボイラー		130	4	
石灰焼成炉		180	15	
ガラス熔融炉		300	15	
その他焼成炉・熔融炉		180	15	
反応炉及び直火炉		130	6	
乾燥炉		180	16	
焼却炉	1 万 m ³ _N /時以上	250	12	
コークス炉		140	7	

() 内の基準は、ガス専焼させるものに適用する。

別表第4の2 窒素酸化物の排出基準

(昭和55年4月1日以降平成4年4月30日以前に設置したばい煙発生施設)

施設の種類		規模 (排ガス量)	基準 (ppm)	標準酸素濃度 (%)
ガスタービン	ガスを専焼させるもので液化天然ガス、液化石油ガス、都市ガス及び天然ガスを燃焼させるもの		40	16
	ガスを専焼させるもので上記以外の燃料を燃焼させるもの		50	
	ガスを専焼させるもの以外のもの	4.5 万m ³ _N /時以上	50	
		4.5 万m ³ _N /時未満	60	
ディーゼル機関			200	13

別表第4の3 窒素酸化物の排出基準

(平成4年5月1日以降に設置し、又は設置するばい煙発生施設)

施設の種類	基準 (ppm)	標準酸素濃度 (%)
ガスタービン (別表第4の4に掲げる施設を除く。)	20	16
ディーゼル機関	100	13
ガス機関	200	0
ガソリン機関	200	0

別表第4の4 窒素酸化物の排出基準

(平成8年4月1日以降に設置し、又は設置するばい煙発生施設)

施設の種類		規模 (定格出力)	基準 (ppm)	標準酸素濃度 (%)
卸供給事業者がその事業の用に供する発電ボイラー	ガスを専焼させるもの	5万kW未満	40	5
		5万kW以上 15万kW未満	30	5
		15万kW以上	20	5
	固体を燃焼させるもの	5万kW未満	40	6
		5万kW以上 15万kW未満	30	6
		15万kW以上	20	6
	上記の種類に該当する以外のもの	5万kW未満	40	4
		5万kW以上 15万kW未満	30	4
		15万kW以上	20	4
卸供給事業者がその事業の用に供するガスタービン		5万kW未満	20	16
		5万kW以上 15万kW未満	15	16
		15万kW以上	10	16
上欄に掲げるもの以外の発電ボイラー	ガスを専焼させるもの		40	5
	固体を燃焼させるもの		40	6
	上記の種類に該当する以外のもの		40	4

別表第5 燃料・原料の量の重油の量への換算値 (ばいじん)

種 類	量	重油の量 (換算値 リットル)
重油	1 リットル	1. 0
原油		0. 9 5
軽油		0. 9 5
ナフサ		0. 9 0
灯油		0. 9 0
石炭	1 キログラム	0. 6 6
液化天然ガス		$1. 3 \times 1 / 10$
液化石油ガス		$1. 2 \times 1 / 2$
都市ガス		$1. 3 \times 1 / 2$
ナフサ分解ガス		$1. 1 \times 1 / 2$
コークス炉ガス		$1. 1 \times 1 / 2$
転炉ガス		$0. 16 \times 1 / 3$
高炉ガス		$0. 065 \times 1 / 3$
天然ガス		$1. 3 \times 1 / 10$
オフガス		$1. 1 \times 1 / 3$
副生油	1 リットル	0. 9 4

別表第6の1 ばいじんの排出基準

施設の種類	規 模 (排ガス量)	基 準 (g/m ³ _N)	備 考
ボイラー	20万m ³ _N /時以上	0.03	1 この表の基準の欄に掲げる量は、次の式により算出されたばいじん量とする。 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ この式において、C、O _n 、O _s 及びC _s は、それぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2の備考に定めるところによる。ただし、O _n 、O _s の扱いについては、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和57年総理府令第24号）の附則で定める相当規定を含む。 2 この表の「上の種類又は規模に該当しないばい煙発生施設」の欄に該当する施設の排出基準については、同表に定める排出基準及び大気汚染防止法施行規則別表第2に定める排出基準〔大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例（昭和46年千葉県条例第67号）を含む。〕を適用する。
	4万m ³ _N /時以上20万m ³ _N /時未満	0.05	
	1万m ³ _N /時以上 4万m ³ _N /時未満	0.07	
金属加熱炉	4万m ³ _N /時以上	0.05	
	1万m ³ _N /時以上 4万m ³ _N /時未満		
石油加熱炉		0.05	
焼成炉 ガラス溶融炉		0.05	
焼結炉		0.05	
転 炉		0.05	
流動接触分解装置の 触媒再生塔 に付属 するCOボイラー		0.10	
焼 却 炉	4万m ³ _N /時以上	0.05	
	1万m ³ _N /時以上 4万m ³ _N /時未満	0.07	
ガスタービン		0.03	
ディーゼル機関		0.08	
上の種類又は規模 に該当しないばい煙 発生施設	4万m ³ _N /時以上	0.05	
	1万m ³ _N /時以上 4万m ³ _N /時未満	0.10	
	1万m ³ _N /時未満	0.20	

別表第6の2 ばいじんの排出基準

施設の種類	設置の時期	基準 (g/m ³ _N)
小規模廃棄物焼却炉	平成10年11月30日までに設置されたもの	0.25
	平成10年12月1日以降設置し、又は設置するもの	0.15

別表第7 建屋集じん装置等

施設の種類	金属の精練の用に供する溶鋳炉及び転炉
-------	--------------------

別表第8の1 ベンゼンに係る排出基準

(平成9年3月31日以前に設置した排出施設に適用)

排出施設	区分	排出基準 (mg/m ³ _N)	備考
ベンゼン(濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。)を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000立方メートル以上のものうち、溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの	排出ガス量 1,000m ³ _N /時以上 3,000m ³ _N /時未満	100	
	排出ガス量 3,000m ³ _N /時以上	50	
原料の処理能力が1日当たり20トン以上のコークス炉		100	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量
ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設(常圧蒸留施設を除く。)のうち、溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの	排出ガス量 1,000m ³ _N /時以上	100	
ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設(密閉式のものを除く。)のうち、排出ガスをフレアスタックで処理するものを除いたもの		50	
ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が500キロリットル以上のものうち、浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除いたもの	容量 1,000 kL以上	600	ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量
ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1時間当たり1トン以上のもの(密閉式のものを除く。)のうち、排出ガスをフレアスタックで処理するものを除いたもの	排出ガス量 1,000m ³ _N /時以上 3,000m ³ _N /時未満	100	
	排出ガス量 3,000m ³ _N /時以上	50	

別表第8の2 ベンゼンに係る排出基準

(平成9年4月1日以降に設置し又は設置する排出施設に適用)

排出施設	区分	排出基準 (mg/m ³ _N)	備考
ベンゼン(濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。)を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000立方メートル以上のもののうち、溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの	排出ガス量 1,000m ³ _N /時以上 3,000m ³ _N /時未満	100	
	排出ガス量 3,000m ³ _N /時以上	50	
原料の処理能力が1日当たり20トン以上のコークス炉		100	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量
ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設(常圧蒸留施設を除く。)のうち、溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの	排出ガス量 1,000m ³ _N /時以上	100	
ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設(密閉式のものを除く。)のうち、排出ガスをフレアスタックで処理するものを除いたもの		50	
ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が500キロリットル以上のもののうち、浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除いたもの		600	ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量
ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1時間当たり1トン以上のもの(密閉式のものを除く。)のうち、排出ガスをフレアスタックで処理するものを除いたもの	排出ガス量 1,000m ³ _N /時以上 3,000m ³ _N /時未満	100	
	排出ガス量 3,000m ³ _N /時以上	50	

別表第8の3 トリクロロエチレン等に係る排出基準

(平成9年3月31日以前に設置した排出施設に適用)

排 出 施 設	排出基準 (mg/m ³ _N)	備 考
トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン(以下「トリクロロエチレン等」という。)を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000立方メートル以上のもののうち、溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのもの	500	
トリクロロエチレン等の混合施設であって、混合槽の容量が5キロリットル以上のもの(密閉式のものを除く。)のうち、トリクロロエチレン等を溶媒として使用するもの	500	
トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設(密閉式のものを除く。)のうち、トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するもの	300	
トリクロロエチレン等による洗浄施設であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3平方メートル以上のもののうち、トリクロロエチレン等により洗浄するもの	500	
テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が1回当たり30キログラム以上のもの	500	

別表第8の4 トリクロロエチレン等に係る排出基準

(平成9年4月1日以降に設置し又は設置する指定物質排出施設に適用)

排出施設	排出基準 (mg/m ³ _N)	備考
トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン (以下「トリクロロエチレン等」という。)を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000立方メートル以上のもののうち、溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのもの	300	
トリクロロエチレン等の混合施設であって、混合槽の容量が5キロリットル以上のもの (密閉式のものを除く。)のうち、トリクロロエチレン等を溶媒として使用するもの	300	
トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設 (密閉式のものを除く。)のうち、トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するもの	150	
トリクロロエチレン等による洗浄施設であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3平方メートル以上のもののうち、トリクロロエチレン等により洗浄するもの	300	
テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が1回当たり30キログラム以上のもの	300	

別表第9 低沸点揮発性有機化合物の定義

定義は、次のとおりとする。

次に掲げる有機化合物とする (以下「低沸点揮発性有機化合物」という。)。ただし、光化学反応性のないものは除く。

- 1 原油及び石油製品 (液化石油ガス、揮発油、ナフサ、ジェット燃料 (JP-4) に限る。)
- 2 上記物質以外の物質で、単一物質にあつては1気圧で沸点が150℃以下、混合物にあつては1気圧で5%留出点が150℃以下のもの

別表第10 低沸点揮発性有機化合物発生施設及び措置

低沸点揮発性有機化合物発生施設				措 置
施設区分	施設ごとの対象物質	新設・既設区分	規模区分	
常圧の固定屋根式屋外タンク貯蔵所	低沸点揮発性有機化合物	新 設 (昭和60年4月1日以降に設置するもの。以下同じ。)	1施設の貯蔵容量が500kL以上の施設	固定屋根付浮屋根式（浮屋根式又は内部浮屋根付を含む。）への改造，設置又は低沸点揮発性有機化合物排出防止のための処理装置の設置
		既 設 (昭和60年3月31日以前に設置したもの。以下同じ。)	1施設の貯蔵容量が1,000kL(沸点又は5%留出点が100℃を超え150℃以下の低沸点揮発性有機化合物を貯蔵するものは3,000kL)以上の施設	
出荷施設	低沸点揮発性有機化合物のうち揮発油	新 設	揮発油の貯蔵容量の合計が500kL以上の工場に設置され，タンクローリー及びタンク貨車へ出荷する施設	低沸点揮発性有機化合物排出防止のための処理装置の設置
		既 設	揮発油の貯蔵容量の合計が1,000kL以上の工場に設置され，タンクローリー及びタンク貨車へ出荷する施設	
低沸点揮発性有機化合物使用施設	低沸点揮発性有機化合物	新 設	低沸点揮発性有機化合物使用施設からの低沸点揮発性有機化合物排出合計量が1箇月当たり500kg以上の工場に設置される施設	低沸点揮発性有機化合物排出防止のための処理装置の設置
		既 設	低沸点揮発性有機化合物使用施設からの低沸点揮発性有機化合物排出合計量が1箇月当たり1,000kg以上の工場に設置される施設	
有機化学製品製造施設	低沸点揮発性有機化合物		ポリエチレン等製造施設の生産量が1年間当たり5,000t以上の工場に設置される有機化学製品製造施設	低沸点揮発性有機化合物排出防止のための処理装置の設置
			塗料等製造施設の生産量が1年間当たり1,000t以上の工場に設置される有機化学製品製造施設	

別表第 1 1 排水溝別の排水水の基準等

(1) 排水溝名及び排水量

排水溝名	
排水量(m ³ /日)	

(2) 化学的酸素要求量等及び栄養塩類

項 目	最大濃度 (mg/L)	負荷量 (kg/日)
化学的酸素要求量		
浮遊物質量		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
窒素含有量		
磷含有量		

(3) 有害物質及び特定項目

有害物質	最大濃度 (mg/L)

特定項目	最大濃度 (mg/L)

(注) 有害物質及び特定項目については、基準を超えないものは掲げない。

別表第 1 2 有害物質等の排出基準

(1) 有害物質

有害物質	排出基準 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.01
シアン化合物	0.1
有機燐化合物	0.1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.05
砒素及びその化合物	0.05
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005
アルキル水銀化合物	0.0005
P C B	0.0005
トリクロロエチレン	0.3
テトラクロロエチレン	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	3
四塩化炭素	0.02
ジクロロメタン	0.2

有害物質	排出基準 (mg/L)
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	230
ふっ素及びその化合物	10
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100*

(注) *は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

(2) 特定項目

特定項目	排出基準 (mg/L)
フェノール類含有量	0.5
銅含有量	1
亜鉛含有量	1

特定項目	排出基準 (mg/L)
溶解性鉄含有量	1
溶解性マンガソ含有量	1
クロム含有量	0.5

(注)

- 有害物質のうち、令第2条第1号から第8号及び第25号に定める物質の排出基準は、水質汚濁防止法に基づく排出基準を定める条例（昭和50年千葉県条例第50号）第4条に掲げる上乗せ基準により、また、令第2条第9号から第24号及び第26号に定める物質の排出基準は、排出基準を定める省令の基準による。
- 特定項目の排出基準は、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（昭和50年千葉県条例第50号）第4条に掲げる上乗せ基準による。

別添第1 底質の測定

(1) 測定を行う排水口名

(2) 測定方法

項目	含有試験の方法 ^{注1)}	含有試験 定量下限値 (mg/kg)	溶出試験の方法 ^{注2)}	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	環水管127号	0.01	環水管127号	
アルキル水銀化合物	環水管127号又は環境省底質調査方法	0.01		
カドミウム及びその化合物		0.1		
鉛及びその化合物		0.5		
六価クロム化合物		2		
砒素及びその化合物		0.5		
有機燐化合物	E P Nは環境省底質調査方法とする。E P N以外は前処理を環境省底質調査方法で行い、定量操作を環告64号付表1による方法とする。(メチルジメトンにあつては、環告64号付表2に掲げる方法)	0.5	環告64号付表1に掲げる方法又は規格31. 1に定める方法(メチルジメトンにあつては、同環告64号付表2に掲げる方法)	
シアン化合物	環水管127号又は環境省底質調査方法	1	JIS K 0102	
PCB	環水管127号	0.01	環水管127号	
トリクロロエレン	環境省底質調査方法	0.001	JIS K 0125	
テトラクロロエレン		0.001		
1, 1, 1-トリクロロエタン		0.001		
四塩化炭素		0.001		
ジクロロメタン		0.001		
1, 2-ジクロロエタン		0.001		
1, 1-ジクロロエレン		0.001		
cis-1, 2-ジクロロエレン		0.001		
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.001		
1, 3-ジクロロプロパン		0.001		
チウラム	—	—	環告59号	
シマジン	環境省底質調査方法	0.001		
チオベンカルブ		0.001		
ベンゼン		0.001		JIS K 0125
セレン及びその化合物		0.2		JIS K 0102

注1) 含有試験の測定試験の方法は下記に示すもの。

- ※ 環水管第127号=「昭和63年9月8日 環水管第127号(底質調査方法の改定について)」
- ※ 環境省底質調査方法=「平成13年3月1日環境省環境管理局水環境部底質調査方法」
- ※ 環告64号=「昭和49年9月30日環境庁告示第64号 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」

注2) 溶出試験の測定試験の方法は下記に示すもの。

- ※ 溶出試験の、溶液調整方法は、「昭和63年9月8日 環水管第127号(底質調査方法の改定について)」に測定項目があるものについては、その方法、それ以外については「昭和48年環境庁告示第14号 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」による。
- ※ 環水管第127号=「昭和63年9月8日 環水管第127号(底質調査方法の改定について)」
- ※ JIS K0102=日本工業規格「工場排水試験方法」
- ※ JIS K0125=日本工業規格「用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法」
- ※ 環告59号=「昭和46年12月28日環境庁告示第59号 水質汚濁に係る環境基準について」
- ※ 環告64号=「昭和49年9月30日環境庁告示第64号 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」

注3) 含有試験で定量限界を超えた項目は、溶出試験も行うこと。なお、チウラムについては、含有試験方法が無いため、溶出試験を行うこと。

注4) 上記に例示した測定方法以外で分析を行う場合は、報告時に測定方法を提出すること。

別添第2 前面海域の調査

調査を行う排水口名